

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
総合評価

(二一五) 山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十五条第二項の規定により、山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

令和六年六月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位 置
山口きらら博記念公園	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、ビーチバレー場、水泳プール及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山 口 市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の許可を受けて公園施設の設置又は管理を行うことを提案する場合にあっては、当該提案に係る期間の末日以前の日のうち知事が適当と認める日）までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが(一)及び(三)から(七)までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のいずれかが(二)に掲げる要件に該当するもの）とする。

- (一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - 3 民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。
- (三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (四) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (五) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (六) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- (七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (八) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

(二) 期間

令和六年六月十八日から同年十月十一日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第二十七号）第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室に提出しなければならない。

(二) 期間

令和六年六月十八日から同年十月十一日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を令和六年七月九日（火曜日）午後一時から山口市阿知須一〇五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム第二セミナールームにおいて行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
(三) 詳細については、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（電話〇八三一九三三―三七二〇）に問い合わせること。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年六月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

指紋自動識別システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和七年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部刑事部鑑識課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和六年六月十八日から同年七月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部鑑識課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部刑事部鑑識課

(三) 受領期限

令和六年七月二十九日午後五時（入札書を持参する場合は、令和六年七月三十日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和六年七月三十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年七月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部刑事部鑑識課（電話〇八三一九三三三〇一一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System, 1 set

(3) Period of use: From January 1, 2025 to December 31, 2030

(4) Place of use: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of the procurement and contact point for the notice: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-9333-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., July 29, 2024 (If brought in person: 10:00 A.M., July 30, 2024)



令和五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和六年六月十八日

山口県市町村職員共済組合理事長 井原 健太郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	収		
												負債	掛金	
掛金・任意継続掛金	6,392,499	13,126,518	720,856	103,814			186,107	225,683						
施設収入・商品売上	6,494,286	8,770,939	720,848					222,310	165,826					
連合会交付金							78,839							61
利息及び配当金	14				5,959		158	279	1	485,490				
その他収入	961,335						3,178	22,639	3,910	3,269				10,217
他経理から繰入金							35,450		52,000					
前年度繰越支払準備金	918,632													
計	14,766,766	21,897,457	1,441,704	103,814	5,959		303,732	470,911	221,737	488,759				10,278
給付・一部負担金払戻金	7,469,855													
役員報酬・職員給与							154,637	30,080	68,678	15,425				10,246
旅費・事務費							15,624	1,291	581	1,033				627
商品仕入									205					
飲食材料費									43,383					
委託費・委託管理費							8,749	14,405	24,034	1,964				892
支払利息	16				5,959					422,055				5,958
前期高齢者納付金	2,462,940													

令和六年六月十八日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁